CORPORATE GOVERNANCE

SAKURA internet Inc.

最終更新日:2024年7月3日 さくらインターネット株式会社

田中 邦裕 問合せ先:川田 正貴 証券コード:3778

https://www.sakura.ad.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社が企業規模を拡大していくのに並行して、経営管理組織の整備を推進し、各部門の効率的・組織的な運営及び内部統制の充実を図ることであり、その基本姿勢を基に現在まで努力してまいりました。

特に、インターネット業界は、目に見えない多数の利用者に対して通信施設を開放しており、世界中のインターネット利用者を市場として成立している事業でありますので、他業界以上の大きな社会的責任を背負っております。当社におけるコーポレート・ガバナンスの確立は、このような社会的責任を果たしていくことを可能にする経営基盤であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則2-4-1【中核人材の登用等における多様性の確保】

<多様性の確保についての考え方・自主的かつ測定可能な目標とその状況>

当社は、すべての社員が多様な価値観を持つダイバーシティの担い手であることを前提に、属性の多様性とキャリアやスキルの多様性の双方を生かすことで、当社グループ全体の成長とお客様への価値提供と貢献を目指していることから、中核人材採用・登用については、年齢、性別、国籍等の属性にとらわれず、多様性を尊重した採用・登用の推進に取り組んでおります。

また、多様な属性の社員が多様な価値観を持ち、互いの価値観を認め合った上で共創することがイノベーションにつながると考えていることから、全管理職に占める女性の割合を、2026年3月までに全社員に対する女性の割合と同等にすることを目標としております。この達成を目指し、女性社員を対象とした外部機関運営の女性リーダー育成プログラムへの派遣による自己認識の変革への取組みや、ロールモデルを策定するなど、よりポジティブに管理職を目指すことができるよう、引き続き取り組んでまいります。

なお、当社ではそのほとんどが中途採用者であることから、中途採用者の登用について、目標設定を行っておりません。外国人の採用・登用に ついては、現時点では属性による目標設定は行っておりませんが、今後必要と判断した場合には、目標の設定を検討してまいります。

< 多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況 >

当社グループでは、人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に関する方針として、「ES(エンプロイーサクセス)」を掲げています。これは、社員の能力発揮を後押しする学びと実践のサイクル、多様な人材が集い挑戦する機会の提供、安心して長く活躍できる基盤作りを通して、社員一人ひとりの成長と成功(ES)を実現し、社会やお客様への価値提供の源泉である人材の価値をより高めていくことを目指すものです。当社は、会社が「働きやすい」環境を提供し、その中で社員個人が「働きがい」を追求できることを理想として、働き方の多様性を尊重するさまざまな取組みをおこなっています。社内環境についても、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの理解につながる機会づくり、多様な社員の活躍につながる環境づくり、成長実感を持てるキャリアや学びへの仕組みづくりなどを通して、社員一人ひとりの個性や成長する意欲と、個々の能力を最大限に発揮できる風土づくりに取組んでまいります。

原則3-1【情報開示の充実】

(1)企業理念、経営戦略、経営計画

当社のホームページや決算説明会にて公開しております。

ビジョン https://www.sakura.ad.jp/corporate/corp/

ビジョンの実現に向けて https://www.sakura.ad.jp/corporate/corp/focus/

決算説明会資料 https://www.sakura.ad.jp/corporate/ir/library/

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方について

本報告書 I.1の「基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書 .1「機関構成・組織運営等に係る事項」の【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役及び監査役の指名及び報酬、その関連事項に関する取締役会の機能に対し、独立社外取締役の関与を高めることにより、手続きの公正性・透明性・客観性を強化するとともにコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2023年8月21日開催の取締役会において、任意の指名報酬委員会の設置を決議しております。

取締役会の諮問に対し、指名報酬委員会にて取締役、監査役候補の指名方針の改定について検討の上取締役会に提案を行いました。 取締役会では、指名報酬委員会からの答申を受けて議論した結果、以下のように方針を決議いたしました。

取締役選任方針

当社における取締役候補の指名に関しては、以下の観点を総合的に検討し決定いたします。

- a. 経営能力
 - ・当社の事業に関する知識が豊富であること
 - ・当社の経営戦略・事業特性等を踏まえ、当社の中長期的な企業価値向上に資する資質及び能力を有すること
 - ・時代の動向、経営環境、市場の変化を的確に把握できること
 - ・客観的かつ全社的な見地から分析・判断する能力に優れていること
 - ・自ら変化を起こし、周囲を巻き込んで変化を推進する力があること
 - ・全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるなど、会議体における建設的な議論・検討に貢献できること
 - ・ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映できる資質を有すること

- ・企業経営や上場企業における管理職経験を有すること
- ・重要な経営検討課題(例.企業経営、テクノロジー、法務・コンプライアンス、財務・会計、マーケティング、グローバル)における専門的な知見を有すること

b. 人間性

- ・法令、社内外の規範を遵守し、役員として必要な見識、公正さを有すること
- ・当社の企業理念を理解・実践し、ステークホルダーに信頼される誠実さを有すること
- ・多様な価値観や考え方を理解・受容し、個性を尊重した言動を実践していること

監査役選任方針

当社における監査役候補の指名に関しては、以下の観点を総合的に検討し決定いたします。

a. 経営能力

- ・当社の事業に関する知識が豊富であること
- ・当社の経営戦略・事業特性等を踏まえ、当社の中長期的な企業価値向上に資する資質及び能力を有すること
- ・時代の動向、経営環境、市場の変化を的確に把握できること
- ·客観的かつ全社的な見地から分析·判断する能力に優れていること
- ・ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映できる資質を有すること
- ・企業経営や上場企業における管理職経験を有すること
- ・監査を実施するための豊富な経験や知見又は重要な経営検討課題(例.企業経営、テクノロジー、法務・コンプライアンス、財務・会計、マーケティング、グローバル)における専門的な知見を有すること

b.人間性

- ・法令、社内外の規範を遵守し、役員として必要な見識、公正さを有すること
- ・当社の企業理念を理解・実践し、ステークホルダーに信頼される誠実さを有すること
- ・多様な価値観や考え方を理解・受容し、個性を尊重した言動を実践していること

取締役会の多様性・構成

- ·取締役·監査役の選任にあたっては、年齢·性別·国籍等の属性を問わず、候補者個人における専門的な知識等の経営能力や 資質により候補者を選任します。
- ·取締役会の構成においては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、取締役会が重要な経営判断と業務 執行の監督を行うために必要な多様性と、取締役会の機能が最も発揮可能な適正規模を確保します。
- ・当社は監督機能の強化と客観性の確保を目的に、独立社外取締役の構成比率を取締役全体の3分の1以上とすると同時に、 経営環境の変化を見通し、経営戦略に反映させる上でより重要な役割を果たしていただくべく、独立社外取締役に他社での経営 経験を有するものを含めることとします。

また、監査役には財務・会計に関して十分な知見を有するものを含めることとします。

(5)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者及び監査役候補者の個々の選任理由につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

補充原則3-1-3、4-2-2【サステナビリティについての取組み、取組みについての基本方針の策定等】 <サステナビリティについての取組み>

当社グループでは、運営する国内のデータセンターを活かしクラウド・インターネットインフラサービスを提供する事業を行っており、インターネット及びデータセンターはいずれも必要不可欠なものとなっております。データセンター運営では大量の電力を消費することから、当社ではエネルギー問題と密接な関係がある気候変動・脱炭素への取組みを進めております。インターネットの利活用が「デジタルインフラ」とも表現される社会インフラ・ライフラインの維持・確保に繋がるという考えから、サイバーセキュリティへの取組みについてもとくに重要視しております。

気候変動・脱炭素への取組み

社会・産業のデジタル化により、あらゆる分野でデータを活用したビジネスや社会課題の解決が期待される中、デジタルインフラの一部であるデータセンターの重要性は年々増しています。一方で、データセンターはもともとサーバーの稼働及び冷却に大量の電力を消費し、さらに近年の生成AI活用の急発展やVR技術の商業化の進展等によって、運用される高性能サーバーの消費電力も増大しています。地球温暖化防止等の地球環境保全、SDGsの観点から、消費エネルギーを管理・削減するなど、脱炭素実現への取組みによって、サステナブルな社会への貢献を求められていることを当社は十分に認識しております。

2011年11月には、環境に配慮した郊外型大規模データセンター(石狩データセンター)を北海道石狩市に開所し、運営してきました。 立地条件による冷涼な外気を活用したデータセンター運用はもちろん、再生可能エネルギーの自社利用を目的とした石狩太陽光発電所の開設 (2015年)や、非化石証書の利用による電力の実質CO2排出量ゼロを達成(2022年)後、再生可能エネルギー電源100%に切り替える(2023年) など、当社ではデータセンター運営において、地球環境の保全活動に積極的に取組み続けています。

2021年には、「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)による提言」への賛同を行うとともに、同提言に賛同する企業・機関等による「TCFDコンソーシアム」にも参加しております。現在は気候変動を主軸とした情報整理となっておりませんが、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、適切な開示を行えるよう、引き続き準備を進めてまいります。なお、ガバナンス及びリスク管理につきましては、有価証券報告書において開示しております。

サイバーセキュリティへの取組み

近年、企業活動のデジタル化の進展に伴い、インターネット上での個人情報や企業の機密情報のやり取りが一般化しています。同時に、現実世界と同様に、迷惑行為や様々な権利侵害、違法で有害なコンテンツの流通など、さまざまな問題が発生しています。そのため、インターネットの安全性や品質の向上がますます重要視されています。当社は、クラウド事業者として各サービスを日々見直し、多面的な取組みを行うことで安全性や品質を確保し向上させています。

一方、「個人情報」「表現の自由」「通信の秘密」の重要性も認識し、捜査機関等からの要請に対応する際には、個人情報保護法、電気通信事業法、プロバイダ責任制限法等をはじめとする関係法令やガイドラインを遵守することでこれらの保護に努めており、インターネットの安全性や品質の向上への取組みの一環として、2023年8月より、当社が要請を記録した数と対応の概要を「透明性レポート」として公開し、情報の取扱いに関する透明性を確保しております。

また当社では、生成AIなどのインターネット上の技術の進歩やサイバーセキュリティなどに係わる法律上及び行政上の諸問題について、加盟・協賛団体を通じて広く情報を収集して的確に対応できる体制を整備し、必要に応じて意見を述べることも、クラウド・インターネットインフラサービス事業者としての責務であると認識しております。具体的な例として、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA)の部会である行政法律部会に、迷惑行為などの対応・対策を行う専門チームの担当者や法務担当者が参加し、健全なインターネットの活用について関係省庁との意見交換等を行っております。

<人的資本、知的財産への投資等>

人的資本への投資については、社員の能力を高めその能力を最大限に引き出す環境づくりに取り組んできた当社にとって、人材の確保や育成は強みであり、お客さまと社員の成功を支援することで共に成長していく関係を構築する「CS(カスタマーサクセス)・ESの実現」という、重点テーマにも沿ったものと言えます。当社では、社員一人ひとりが当社の資本であり、その成長や成功こそが事業やお客さまへの価値提供の源泉であるという考えから、お客様の「やりたいこと」を「できる」に変え、サステナブルな企業経営及びESを実現するために以下の取組みを行っており、詳細は有価証券報告書において開示しております。

- ・人材育成と学び合う文化づくり
- ・こころと身体の健康
- ・多様な人材の活躍促進
- ・多様な特性・能力を持つ人材が集まり、リーダーシップが新しい価値を育む文化づくり
- ·フレキシブルな働き方

また、当社は、知的財産への投資を事業の発展のために重要なものと位置付け、社内の創造的活動を積極的に支援し、当社の知的財産の適切な保護、管理及び活用を推進しております。第三者の知的財産権を尊重することの重要性を社内に周知し、知的財産権侵害の防止を徹底するよう努めるとともに、インターネット上の知的財産の適切な保護が重要であるという考えから、コンテンツの制作・提供会社ではないものの、一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)に所属し、同会の主催する各種研究会への参加などを通じ当社の知見を高めるとともに、情報交換や著作権の権利保護等の活動を行っております。

いずれも当社の持続的な成長に資するよう引き続き監督を行うとともに、積極的な情報開示に努めてまいります。

補充原則4-1-3【取締役会の役割・責務(後継者計画)】

当社では、独立社外取締役の関与を高めることにより、手続きの公正性・透明性・客観性を強化するとともにコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、2023年8月に任意の指名報酬委員会が設立されており、後継者の指名プロセス及び育成計画等は指名報酬委員会への諮問事項となっております。今後、指名報酬委員会において企業理念や経営戦略を踏まえた十分な検討を行い、その答申をもとに取締役会でさらに議論を重ねてまいります。

補充原則4-2-1【経営陣の報酬】

当社では、2022年6月23日開催の定時株主総会において、社外取締役を除く取締役及び執行役員に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を 決議いたしました。この制度は、当社経営陣が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献 意欲を従来以上に高めることを目的としております。

また、当社では、独立社外取締役の関与を高めることにより手続きの公正性・透明性・客観性を強化するとともにコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、2023年8月に任意の指名報酬委員会を設立いたしました。現在、取締役の報酬は、業務分掌や業績への貢献度等を総合的に勘案のうえ、指名報酬委員会が提案し、取締役会で決定しております。

取締役の報酬等を決定するに当たっての全般的な方針と手続の検討は、指名報酬委員会への諮問事項となっており、今後、客観性・透明性ある報酬制度および中長期的な業績と連動する報酬の導入について、指名報酬委員会にて引き続き検討を進めてまいります。

補充原則4-3-2、4-3-3【最高経営責任者の選解任】

最高経営責任者の選解任にあたっては、本報告書補充原則4-1-3【取締役会の役割·責務(後継者計画)】に記載する後継者計画と合わせ、検討を進めてまいります。

原則5-2、補充原則5-2-1【経営戦略や経営計画の策定・公表等】

当社の経営戦略や経営計画の策定においては、資本コストを十分に考慮した上で収益力に関する目標を策定しておりますが、資本効率等の指標については、現在公表を行っておりません。引き続き事業特性等を踏まえた水準を検討し、決算説明会や個別ミーティング等により株主との対話を重ねながら、どのように伝えるべきかを慎重に検討していく予定です。

事業ポートフォリオに関する基本的な方針の策定については引き続き検討を進めてまいりますが、現在当社では経済産業省による「クラウドプログラム」供給確保計画の認定を受け、国から事業費の半分の助成を受けつつ、生成AI向けGPU基盤等へ1,000億円の投資を計画しております。この計画に伴うマーケティング強化、人材獲得等の積極的な先行投資も加速させており、その状況については、適時開示資料や決算説明資料等において開示しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】更新

原則1-4【政策保有株式】

(1)政策保有株式に関する考え方

当社は、保有の意義・合理性が認められる場合を除き、原則として上場株式を政策保有株式として保有しません。

保有の意義・合理性については、発行会社との企業連携や事業シナジーが見込めるか、また保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを毎年個別銘柄ごとに検証したうえで判断します。その結果、保有の意義・合理性が乏しいと判断される株式については、適宜株価や市場動向その他の事情を考慮しつつ売却いたします。

(2)議決権行使について

当社は、上場株式の保有意義を踏まえ、当社と投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準に、議決権 を行使することとしております。

原則1-7【関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引は、株主共同の利益を害することのないよう、社内規程において取引の重要性や性質に応じた手続きを定め、その適切であることを取締役会等にて承認のうえで実施するものとしております。また、取引について、重要な事項については、取締役会にて特に報告を行っております。

原則2-6【企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金基金制度を導入しておりません。

補充原則4-1-1【経営陣に対する委任の範囲】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての執行役員を設けております。また、社内規程において、経営陣に委任する承認等の権限の範囲を明確に定めております。

原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の選任にあたり、以下の基準に該当する者は、独立性はないものと判断しております。

- (1)当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (2)当社の主要な取引先又はその業務執行者
- (3)直近3年間のいずれかにおいて、法律、会計又は税務の専門家もしくはコンサルタントとして、1,000万円を超える額の支払いを当社から役員報酬以外に得た者(かかる額が法人又は組合等の団体(以下、「団体」という)に支払われる場合は、過去3事業年度のいずれかにおいて、当該団体の連結売上高の2%を超える額を当社から得た団体に所属する者)
- (4)次に掲げる者の配偶者、二親等内の親族又は同居の親族
- a (1)から(3)のいずれかに該当する者
- b 当社の子会社の取締役又は業務執行者(重要な者に限る)
- c 直近3年間において、bもしくは当社の取締役又は業務執行者(重要な者に限る)に該当していた者
- (5)当社の主要株主又はその業務執行者
- (6)直近3年間のいずれかにおいて、1,000万円を超える寄付を当社から受けた者又は寄付を受けた団体の理事その他の業務執行者(重要な者に限る)
- (7)当社との間で、社外役員の相互就任関係にある団体の出身者
- (注) 1 (1)における主要な取引先とは、直近3年間のいずれかにおいて、当該団体の連結売上高の2%を超える額を当社に支払った団体をいいます。
 - 2 (2)における主要な取引先とは、直近3年間のいずれかにおいて、当社の連結売上高の2%を超える額の支払いを当社から得た団体 又は当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資した金融機関をいいます。
 - 3 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいいます。
 - 4 重要な者とは、部長相当以上の上級管理職に就く者をいいます。
 - 5 主要株主とは、当社の議決権の10%以上を直接又は間接に保有する株主をいいます。

補充原則4-10-1【指名委員会・報酬委員会の設置】

本報告書 1、1、機関構成・組織運営等に係る事項」の【取締役関係】「指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」に記載しております。

補充原則4-11-1 【取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性・規模等に関する考え方】

当社は取締役の員数を3名から10名以内と定めており、選任にあたっては、年齢・性別を問わず、全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮しております。現在、当社の取締役会は、社外取締役5名を含む9名で構成されており、うち2名は女性です。独立社外取締役のうち2名は他社での経営経験を有する者となっており、重要な経営判断と業務執行の監督を行うために必要な、多様性と適正規模を確保しております。

本報告書においては社外取締役の知識・経験に基づく選任理由を公開しており、また、取締役会の構成バランスの可視化による実効性のさらなる向上を目的に、取締役・監査役のスキルを一覧化したスキルマトリックスを作成し、経歴等とともに有価証券報告書及び株主総会参考書類において開示しております。

株主総会招集ご通知 https://www.sakura.ad.jp/corporate/wp-content/uploads/2024/05/240531-ir_1.pdf

補充原則4-11-2【取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況】

社外取締役及び社外監査役をはじめ取締役・監査役についての他社での兼任状況は、事業報告及び有価証券報告書等にて開示しております。

補充原則4-11-3【取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、取締役会全体の実効性について不定期にヒアリングを行い、取締役会にてその結果を踏まえた分析・評価を行っております。評価の結果、取締役会の実効性は確保されていることが確認できたものの、一定の課題も挙げられており、引続き取締役会の中で議論してまいります。また、当社取締役会は、取締役会の更なる機能の向上を図るべく、今後も継続的に取締役会の自己評価を行っていく予定です。

補充原則4-14-2【取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役や監査役がその機能や役割を適切に果たせるように、外部のセミナーや勉強会等への参加やその他必要な情報の収集等により充分な知識を習得することを支援し、その費用を負担するものとしております。

社内においては、取締役および執行役員を対象に、必要に応じガバナンスへの理解をより深める機会を提供するよう努めております。

監査役については、日本監査役協会に所属し、同協会の主催するセミナーなどに参加しております。

原則5-1【株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当部署を設置し、株主や投資家に対しては、年2回以上の決算説明会を開催するとともに、ご要望により、代表取締役社長・取締役 最高財務責任者等による個別面談等を行うことで、適切に対話の機会を設けております。また、対話にていただいたご意見については、適宜経営 陣に共有する仕組みを構築しております。

なお、対話にあたっては、対話のテーマに留意し、インサイダー情報を厳重に管理しております。

【株主との対話の実施状況等】

当事業年度においては、代表取締役社長を筆頭に、最高財務責任者、IR担当執行役員やIR担当者等が窓口となり、以下のとおり株主の対話を 積極的に推進いたしました。

「クラウドプログラム」の供給確保計画に関する経済産業省による認定(2023年6月)や、「ガバメントクラウド整備のためのクラウドサービス」の条件付きでの認定(2023年11月)、「生成AI向けクラウドサービス」の提供開始(2024年1月)等をきっかけとしたステークホルダーの皆さまの興味・関心の高まりとともに、個別面談の回数は増加傾向にあります。

(1) 実施内容·回数

·決算説明会 2回 代表取締役社長が登壇

・スモールミーティング 2回 代表取締役社長が対応

・投資家との個別面談等 113回 うち10回は代表取締役社長が対応

(2) 対話を行った株主の概要

アナリスト、ファンドマネージャー、国内機関投資家、海外機関投資家等

- (3) 対話の主なテーマ、株主の関心事項
 - ・通期業績予想、来期業績について
 - ・生成AI向けクラウドサービスについて(投資、業績貢献、今後の動向)
 - ・ガバメントクラウドについて(投資、業績貢献、今後の動向)

(4) 取締役会へのフィードバックの状況 IR活動状況とトピックについて、月次で報告を行っております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
双日株式会社	10,585,600	29.41
田中 邦裕	5,560,599	15.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,662,900	4.62
鷲北 賢	1,096,000	3.04
さくらインターネット従業員持株会	456,700	1.26
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	331,944	0.92
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	326,711	0.90
萩原 保克	275,200	0.76
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	273,800	0.76
菅 博	270,200	0.75

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	情報·通信業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

双日株式会社は、当社のその他の関係会社であります。なお、2011年2月22日付で事業戦略上の機動的な意思決定や施策の実行、並びに双日グループの顧客ネットワークや事業運営ノウハウを従来以上に活用することを目的に同社と業務提携契約を締結しているほか、2024年3月21日付で双日グループにおけるデジタル・Al領域での協力及びGPUクラウドサービスでの協業に合意し、業務提携契約を締結しております。

人的関係については、同社業務執行者である荒川朋美氏、河西敏章氏を社外取締役として、広瀬智之氏を社外監査役としてそれぞれ招聘しております。また、双日株式会社より出向者を受け入れております。

なお、当社はその他の関係会社である双日株式会社の企業グループと緊密な協力関係を保ちながら事業展開する方針でありますが、当該グループ経営の対象には含まれず事業の棲み分けがなされており、役員及び出向者の状況は、独自の経営判断を妨げるものではなく、一定の独立性が確保されていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()													
K-A	月江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k			
畑下 裕雄	公認会計士														
猪木 俊宏	弁護士														
大坂 祐希枝	他の会社の出身者														
荒川 朋美	他の会社の出身者														
河西 敏章	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畑下 裕雄		該当事項はありません。	同氏には、公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、当社の経営を適切に監督していただ〈べ〈、社外取締役として選任しております。 また、同氏及び同氏が代表取締役社長を務める株式会社プロキューブジャパンと当社との間に特別の人的関係、資本的関係又は取引関係はな〈、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として適任と判断しております。
猪木 俊宏		該当事項はありません。	同氏には、弁護士としての専門的な知識・経験に加え、複数のベンチャー企業の監査役や取締役を務める務めるなどして得た多角的な視点から、当社の経営を適切に監督していただくべく、社外取締役として選任しております。また、同氏、同氏が所属する猪木法律事務所及び同氏が代表取締役を務めるサイバーボンド株式会社と当社との間に特別の人的関係、資本的関係又は取引関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として適任と判断しております。
大坂 祐希枝		該当事項はありません。	同氏には、事業会社のマーケティング部門での 実務経験及びマーケティングコンサルタントとし ての活動から得た豊富な経験と知見を活かし、 マーケティング戦略等を中心に当社の経営を 適切に監督していただくべく、社外取締役として 選任しております。 また、同氏と当社との間に特別の人的関係、資 本的関係又は取引関係はなく、一般株主と利 害相反が生じるおそれがないため、独立役員と して適任と判断しております。
荒川 朋美		同氏は、当社の主要株主及びその他の関係会社である双日株式会社の業務執行者であります。	同氏には、IT業界における豊富な経験並びに日本アイ・ビー・エム株式会社及び双日株式会社におけるチーフ・デジタル・オフィサーとしての経験と知見を活かし、デジタルインフラのトップ企業を目指す当社の経営を適切に監督していただ〈べ〈、社外取締役として選任しております。
河西 敏章		同氏は、当社の主要株主及びその他の関係会社である双日株式会社の業務執行者であります。	同氏には、双日株式会社の人的資本経営を リードしてきた経験と知見及びイベント開催を主 導するなどのブランディング戦略に関する経験 と知見を活かして、重要性を増す非財務分野を 中心に、当社の経営を適切に監督いただくべ く、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役

補足説明更新

当社は、取締役及び監査役の指名及び報酬、その関連事項に関する取締役会の機能に対し、独立社外取締役の関与を高めることにより、手続き の公正性・透明性・客観性を強化するとともにコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2023年8月21日開催の取締役会において、任意の指名 報酬委員会の設置を決議しております。

(1) 委員会の構成

独立社外取締役が議長を務め、また、過半数を独立社外取締役が占めております。

- ·委員長(独立社外取締役) 畑下 裕雄
- ·委員(独立社外取締役) 猪木 俊宏
- ·委員(代表取締役) 田中 邦裕

(2) 委員会の開催状況

・ 当事業年度において、当社は指名報酬委員会を5回(書面決議による指名報酬委員会の回数は除く)開催し、取締役会の諮問に対して主に選 解任・指名の方針及び来期の役員の指名・報酬について検討し、答申を行いました。

【監查役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との相互連携については、定期的な合同ミーティングを開催して、相互の情報交換を行っております。

監査役と内部監査部門との相互連携については、合同ミーティングの開催、内部監査部門からの定期的な報告及び監査役の補佐を行っております。

内部監査部門と会計監査人との相互連携については、内部統制の整備及び運用に係る評価に関し、計画立案時及びテスト実施過程における 意見交換を行っております。

なお、これらの監査の結果については、取締役会等を通じて内部統制部門に対して適宜報告がなされております。同様に、社外監査役に対して も、取締役会及び監査役会等において適宜報告及び意見交換がなされております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

会社との関係(1)

正夕	氏名						会社との関係()												
以 自	周江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	-	m					
山口 やよい	他の会社の出身者																		
梅木 敏行	他の会社の出身者																		
長谷川 浩之	公認会計士																		
広瀬 智之	他の会社の出身者																		

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- L 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口 やよい		該当事項はありません。	同氏は、監査法人での勤務経験及び米国公認会計士としての活動から、会計に関する専門的な知識・経験を有していることに加え、IT関連企業でのマネジメント経験やIT関連団体での監事の経験を有し、IT業界にも精通していることから、当社の経営を適切に監督いただ〈べ〈、当社の社外監査役として選任しております。また、同氏及び同氏が代表を務める山口会計事務所と当社との間に特別な人的関係、資本的関係又は取引関係はな〈、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として適任と判断しております。
梅木 敏行		該当事項はありません。	同氏は、長年の会社経営により経営管理に関して得た豊富な経験と幅広い見識を活かして、 当社の経営を適切に監督いただ〈べ〈、社外監 査役として選任しております。
長谷川 浩之		該当事項はありません。	同氏は、公認会計士、税理士として専門的な知識・経験を有するほか、事業会社での経理業務にも従事するなどして得た経験と知見を活かして、当社の経営を適切に監督いただくべく、社外監査役として選任しております。また、同氏並びに同氏が代表を務める長谷川公認会計士事務所及びみのりパートナーズ株式会社と当社との間に特別の人的関係、資本的関係又は取引関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として適任と判断しております。
広瀬 智之		同氏は、当社の主要株主及びその他の関係会社である双日株式会社の業務執行者であります。	同氏は、幅広い分野のビジネスの推進経験及び複数の海外現地法人の経営経験を有しているため、そのグローバルで多様な視点から当社の経営を適切に監督いただくべく、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社では、2022年6月23日開催の定時株主総会において、社外取締役を除く取締役および執行役員に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を 決議いたしました。この制度は、当社経営陣が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献 意欲を従来以上に高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて、全取締役の総額を開示しております。なお、有価証券報告書は、当社ホームページに掲載されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会決議により決定しており、その概要は、株主総会において決議された取締役の報酬限度額の範囲内で、各取締役の業務分掌の内容、業績への貢献度等を総合的に勘案して決定し、月例報酬として毎月一定の時期に一定の額の金銭報酬を支給する方針としております。なお、支給についての条件は特に定めておりません。

非金銭報酬としては、社外取締役を除く取締役に対し、譲渡制限株式を支給しております。対象となる各取締役の業務分掌の内容、業績への貢献度等を総合的に勘案して決定し支給された金銭報酬債権を現物出資財産として給付を受け、対象取締役に対し株式の割当を行うものです。

当社は、取締役報酬の決定に関し独立社外取締役の関与を高めることにより、手続きの公正性・透明性・客観性を強化するとともに、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2023年8月に任意の指名報酬委員会を設置しております。取締役の個人別の非金銭報酬を含む報酬等の内容についての決定方法は、指名報酬委員会が取締役会からの諮問を受け、業務分掌の内容及び業績への貢献度などを総合的に勘案し、取締役会に提案の上、取締役会が決定するものとしております。

当事業年度にかかる各取締役の報酬額は、取締役会において、指名報酬委員会の提案を受け、上記決定方針との整合性を含め審議を行い、決定方針に沿うものであると判断しております。

各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

取締役の報酬限度額は、年額150,000千円以内(うち社外取締役30,000千円以内)であり、2010年6月24日開催の第11回定時株主総会において年額150,000千円以内(うち社外取締役10,000千円以内)、その後、2018年6月26日開催の第19回定時株主総会において社外取締役分を30,000千円以内と決議いただいております。それぞれの定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役1名)及び6名(うち社外取締役3名)です。また、これとは別枠で、2006年6月27日開催の第7回定時株主総会においてストックオプションに係る報酬として年額20,000千円以内の新株予約権の支給を可能とする旨を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

譲渡制限付株式報酬については、2022年6月23日開催の第23回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して、譲渡制限付株式付与のための報酬を上記の報酬枠とは別枠の年額100,000千円以内(各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限は、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株とする)で支給する旨を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役5名)です。

監査役の報酬限度額は、2000年10月2日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。また、これとは別枠で、2006年6月27日開催の第7回定時株主総会においてストックオプションに係る報酬として年額10,000千円以内の新株予約権の支給を可能とする旨を決議いただいております。 当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会議案の事前説明を含む、社外取締役及び社外監査役に対する情報提供や報告、連絡などのサポートは、取締役会事務局にて行っております。監査役会に対する報告などのサポートは、監査役会事務局にて行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能については、以下の体制にて執り行っております。

·取締役·取締役会

当社の取締役会は提出日現在において、代表取締役社長兼最高経営責任者田中邦裕、取締役川田正貴、伊勢幸一、前田章博並びに社外取 締役畑下裕雄、猪木俊宏、大坂祐希枝、荒川朋美及び河西敏章の9名で構成しております。

現在、定時取締役会は毎月一回開催しており、経営上の重要な事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しています。また、取締役会に諮るべき事項及び重要な業務執行については、迅速かつ適切な対応を図るべく臨時の取締役会を適宜開催し、機動的な意思決定を行っております。

·監査役·監査役会

現在、当社では、常勤監査役山口やよい並びに社外監査役梅木敏行、長谷川浩之及び広瀬智之の4名の監査役がその任に当たっております。 監査役は、年度監査役監査方針及び監査計画に基づいて監査を実施しております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立の機 関であるとの認識の下に、取締役会その他の重要会議に出席し、必要な場合は意見を述べております。

また現在、監査役会は毎月一回開催しているほか、必要に応じて随時監査役会を開催しており、監査役全員によって構成されます。

·内部監査室

当社では、代表取締役社長直轄の内部監査室(専任2名)を設置し、各部門における業務全般にわたる監査を内部監査計画に基づいて行っております。内部監査室では、被監査部門に対して具体的な助言・勧告・業務改善状況の確認を行うと共に、監査役や会計監査人との意見交換等により、内部統制組織の監査及び牽制を行っております。

·会計監査

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、独立監査人として金融商品取引法第193条の2の第1項及び第2項の規定に基づ〈監査を受けております。また、監査役の会計監査の実施に際し相互に連携を行い、会計上の重要事項につきましては適宜アドバイスを受けております。

2024年3月期におけるEY新日本有限責任監査法人の監査の実施状況については以下のとおりであります。

(継続監査期間)21年間

(業務を執行した公認会計士の氏名) 西野 尚弥、仲 昌彦

(監査業務に係る補助者の構成)公認会計士9名、会計士試験合格者等9名、その他7名

当社が締結している責任限定契約の内容は以下のとおりであります。

(業務執行取締役等でない取締役との間で締結した責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定めた最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(監査役との間で締結した責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項に基づき、監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定めた最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(会計監査人との間で締結した責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定めた最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業経営及び会計等の専門的見地を有する社外監査役及び常勤監査役が、内部監査部門と連携して監査を行う体制が、業務の適正さを確保するために有効だと判断し、監査役会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	例年、集中日の6~7日前に開催してまいりましたが、2024年3月期は、集中日の2日前に相当する6月25日の開催となりました。今後もできる限り集中日を回避して株主総会を設定する方針です。
電磁的方法による議決権の行使	当社の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社が運営するサイトにて、電磁的方法による議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家の議決権行使環境の向上のため、議決権行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外の機関投資家もよりスムーズに議決権行使判断ができるよう、狭義の招集通知と参 考書類を英文で提供しております。
その他	2020年3月期の定時株主総会より、インターネット上でのライブ配信を開始いたしました。 また、2022年3月期の定時株主総会からは、遠方の株主様などにもご参加いただけるよう、インターネットを通じて株主総会に出席し、ご質問・議決権の行使を行っていただける ハイブリッド出席型のバーチャル株主総会を開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社に関する正確な会社情報を、適時・適切・公平に資本市場参加者に伝え、当社の企業価値に関する適正な評価を得ることを目的に、IRポリシーを制定しております。 https://www.sakura.ad.jp/corporate/ir/policy/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2024年3月期では、決算説明会を年2回(第2四半期及び通期)、開催しております	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.sakura.ad.jp/corporate/ir/ (1)IR資料(決算短信、報告書、有価証券報告書、説明会資料) (2)決算情報以外の適時開示資料 (3)株式情報 など	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション室 IRグループ	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	社内規程により、規定を設けております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のCSR活動について、以下のURLに掲載しております。 https://www.sakura.ad.jp/corporate/work/

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)について決議しており、その概要は以下のとおりです。

- 1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、全社のコンプライアンスの実施状況と問題点を把握及び是正する。
- ・内部通報制度により、法令違反行為等に関する行為の早期発見、是正及び防止に努める。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
- ・取締役及び監査役は、上記文書等を常時閲覧することができる。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・企業活動の持続的発展を阻害するリスクに対処するため、リスク管理規程を制定する。
- ・社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、全社のリスク管理の実施状況と問題点を把握及び是正する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・職務権限規程に基づき取締役会の職務権限を明確にし、その機能の重点を重要な経営事項へ特化する。
- 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・グループ会社管理規程に基づき、当社は子会社より定期的に経営事項の報告を受ける。その内容は取締役会において共有され、必要に応じて 課題及び経営方針の検討が行われる。
- ・グループ会社管理規程に基づき、子会社における重要事項の実施においては、事前に当社の承認を必要とする。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に 関する事項
- ・監査役は、内部監査部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。
- ・監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- 7. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役の職務を補助すべき使用人に対し、監査役の指示に従い、監査業務を優先的に遂行させるとともに、当該業務に必要な権限を付与する。 8.当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない ことを確保するための体制
- ·当社及び子会社の取締役及び使用人等は、重大な法令·定款への違反行為及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要な事項等について、当社の監査役に報告を行う。
- ・当社の監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- 9.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役が、職務の執行に伴う費用を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに処理する。
- 10.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、取締役会及びその他重要な意思決定に係る会議に出席し、取締役との意見交換及び情報連携を行っている。
- ·監査役は、内部統制及び内部監査状況の報告を担当部門より受けるとともに、会計監査人と定期的に意見交換及び情報連携を行い、必要に応じて顧問弁護士から助言を受けている。
- 11. 反社会的勢力排除に向けた体制
- ·暴力団その他の反社会的勢力との関係を一切持たず、不当な要求へは毅然とした態度を取り、その活動を助長する行為を行わないことを徹底する。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりです。

1.コンプライアンス及び損失の危険の管理に対する取組みの状況

平時及び緊急事態の発生時のリスク管理をより実効性の高いものとするため、リスク管理計画及び体制を見直すとともに、緊急時を想定した連絡テスト及び防災訓練を各1回実施しました。また、当社の全使用人を対象とした全社教育を1回実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

2. 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

当社は、業務執行体制としての執行役員を設けており、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っております。また、執行役員が取締役会へ出席することにより、取締役会での決議にあたり、より詳細で正確な業務情報の反映を可能としています。

- 3. 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況
- グループ会社管理規程に基づき子会社の経営管理体制を統括し、取締役会においては、子会社の経営状況が毎月当社役員へ共有されています。また、内部監査室は、子会社に対する監査を実施しています。
- 4. 監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役は、当社内部統制の状況を全社へ報告する内部統制委員会に出席するほか、四半期に一度、会計監査人より監査報告を受けています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、暴力団排除条例の遵守に努め、反社会的勢力から不当な要求があった場合には、毅然とした対応を取ることとしております。反社会的勢力への対応については、手順書を定めて適切に運用することで反社会的勢力との関係の排除に取り組んでおります。

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1.会社情報の適時開示に対する基本方針

当社は積極的なディスクロージャーへの取組みを実践することにより、株主等のステークホルダーが適切に権利行使をすることのできる環境を提供します。

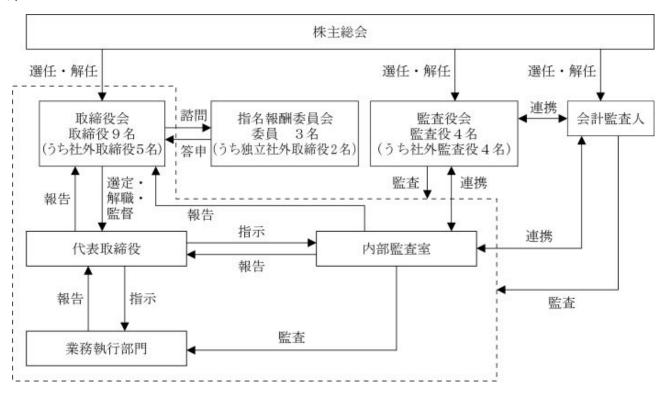
そして、投資判断に重要な影響を与える事項について諸法規に沿った開示を行うことにより、透明性が確保された会社を目指します。 透明性が確保された会社とすることは、取締役を始めとする全役職員が、不正や過誤の無い業務執行を行う意識をより高め、コーポレートガバ ナンス体制のより一層の強化につながるものと考えております。

また、当社は、諸法規により開示が必要となる情報以外に関しても、株主の皆様への定期的な事業報告書の送付、各種会社説明会の開催等、適宜適切な方法により当社を理解していただく上で有用と判断される情報について、インサイダー情報に抵触しない範囲で、積極的かつ公平に開示を行うことにより、当社に関する情報をより深く理解していただけるように努めてまいります。

2.会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、会社情報の情報開示責任者に取締役(CFO)を選任し、その指揮の下、コーポレートコミュニケーション室IRグループが適時開示担当部署としてその職務に当たっております。

全社的な取組みと致しましては、開示に関する重要情報の報告対応手順を定め、適時開示担当部署が、重要情報を網羅的に把握できる体制をとっております。また、当社に関する正確な会社情報を、適時・適切・公平に資本市場参加者に伝えることを目的に、IRポリシーを制定しております。なお、インサイダー取引防止に関する規程や、定期的な内部監査の実施等により、法令の遵守及びリスク管理についての検証を行っております。



<参考>会社情報の適時開示にかかる社内体制の概略図

